

地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標（案）

前文

1 地方独立行政法人化に至った経緯

本市では、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、「新公立病院改革プラン」を策定するため、外部の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ、市立病院の経営形態、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割などについて段階的に議論を深めてきた。

こうした議論を踏まえ、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定し、このプランにおいて、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）については、「平成31年4月の地方独立行政法人化」を目指すこととなった。

これを受け、平成30年3月に「地方独立行政法人北九州市立病院機構定款」が北九州市議会において議決されたことから、今般医療センター、八幡病院及び看護専門学校を所管する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。

2 設立団体として法人に求めるもの

(1) 地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営

現在、医療センターと八幡病院は、政策医療として、周産期・感染症・小児救急を含む救急医療を担うほか、医療センターはがん診療において、八幡病院は小児医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているなど、重要な役割を果たしている。

法人には、医療センターと八幡病院において、こうした政策医療を着実に実施しつつ、理事長のリーダーシップのもと、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営を行うことを期待する。

(2) 地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携

平成29年3月に福岡県が策定した地域医療構想では、北九州医療圏は、医療資源は豊富であり、医療提供体制は全般的に充実しているものの、今後の医療需要の変化に適切に対応していく必要があるとされている。

地域医療構想の実現にあたっては、地域の医療資源の効率的な活用が重要であることから、法人には、医療センターと八幡病院の機能分化と連携強化を推進するとともに、地域の医療機関との役割分担と連携に取組むことを期待する。

3 中期目標の位置付け

この中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、法人が病院事業を実施するにあたって達成すべき業務運営に関する目標について、北九州市議会の議決を経て定めるものであり、法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 政策医療の着実な実施

- ア 法人が担うべき政策医療については、「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」、「災害時における医療」とする。
※「結核医療」は市立門司病院において提供する。
- イ 政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること。
- ウ 医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議すること。

(1) 感染症医療

医療センターにおいて、「第2種指定感染症医療機関」としての役割を果たすこと。

(2) 周産期医療

医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供すること。

(3) 小児救急を含む救急医療

八幡病院において、「救命救急センター」、「小児救急センター」としての役割を果たすこと。

(4) 災害時における医療

- ア 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たすこと。
- イ 医療センター、八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たすこと。
- ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策

を準備すること。

2 各病院の特色を活かした医療の充実

政策医療に加え、各病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供すること。

(1) 医療センター

- ア がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供すること。
- イ がん患者や家族の支援機能を充実させること。
- ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。
- エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

(2) 八幡病院

- ア 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図ること。
- イ 小児医療に関する障がい者や家族に対する医療面での支援の充実に取組むこと。
- ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

3 医療の質の確保

(1) 人材の確保・育成

- ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。
- イ 特に、医師の確保にあたっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。
- ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取組みを習得できる教育研修制度を充実させること。

(2) 医療の質の確保、向上

- ア 医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できる「チーム医療」の推進に取組むこと。
- イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取組むこと。
- ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。

(3) 医療安全の徹底

安全で安心な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じること。

(4) 医療に関する調査・研究

高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査・研究に積極的に取組むこと。

4 市民・地域医療機関からの信頼の確保

(1) 患者サービスの向上

① 患者目線での病院運営の徹底

- ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。
- イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。

② 快適な院内環境の整備

- ア 施設・設備面での快適性を向上させること。
- イ 患者や家族の利便性を向上させること。

③ 患者や市民への情報提供

- ア 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取組むこと。
- イ 市民の健康増進に向けた取組みを進めること。

(2) 地域の医療機関等との連携

- ア 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。
- イ 地域医療支援病院として求められる役割を着実に果たすこと。
- ウ 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 収入増加・確保対策

(1) 病床利用率の向上

政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の医業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取組むこと。

(2) 適切な診療報酬の確保

- ア 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。
- イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取組むこと。

2 経費節減・抑制対策

(1) コスト節減の推進

- ア 地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の導入に取組むこと。
- イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取組むこと。

(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備

- ア 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること。
- イ 医療機器をはじめとする高額な機械設備や情報システム等の新規導入や更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取組むこと。

3 自立的な業務運営体制の構築

(1) マネジメント体制の確立

- ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定システムを構築すること。
- イ 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることができる組織風土づくりに取組むこと。

(2) 職員の経営意識の向上

- ア 職員の経営感覚を高めるための取組みを進めること。
- イ 職員自らが業務改善に積極的に取組みを進めること。

(3) 法令・行動規範の遵守等

- ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。
- イ ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。

4 職場環境の充実

- ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。
- イ 職員のやりがいや満足度の向上に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財務基盤の安定化

- ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。
- イ 中期目標期間における医業収支及び経常収支の黒字化を実現すること。
- ウ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。

2 運営費負担金のあり方

政策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 看護専門学校の運営

- ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。
- イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。
- ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市と法人で十分協議すること。

2 施設・設備の老朽化対策

建築後25年以上を経過している医療センターの老朽化対策等、大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。

3 市政への協力

- ア 地域包括ケアシステムの構築や障がい者医療への支援体制づくりなど、市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たすこと。

イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。

ウ その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。